

会 議 録

会議名称	令和2年度越谷市社会福祉審議会 第2回障害者福祉専門分科会・第3回児童福祉専門分科会
日 時	令和2年11月4日(水) 14:00～15:40
会 場	越谷市役所本庁舎5階 第1委員会室
出席委員 (20名)	<p>【障害者福祉専門分科会】 11名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高野 淑恵 委員 ・佐藤 勝 委員 ・高橋 一夫 委員 ・熊谷真貴子 委員 ・岩本 敏英 委員 ・新美由美子 委員 ・小林 直紀 委員 ・仲島 雄大 委員 ・朝日 雅也 委員 ・櫻井 豊明 委員 ・友野由紀恵 委員 <p>【児童福祉専門分科会】 11名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹村 厚子 委員 ・佐藤 勝 委員 ・佐藤 辰之 委員 ・會田 容子 委員 ・渡辺 寛子 委員 ・大西 孝一 委員 ・小林 直紀 委員 ・長友 祐三 委員 ・宮地さつき 委員 ・日比谷富貴子委員 ・竹内 由紀 委員 <p>※佐藤勝委員と小林直紀委員には、両分科会に所属いただいています。</p>
欠 席 (11名)	<p>【障害者福祉専門分科会】 6名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松田 繁三 委員 ・岡野 昌彦 委員 ・小柳ユミ子 委員 ・宮下 昭宣 委員 ・松永 久美 委員 ・小林 大介 委員 <p>【児童福祉専門分科会】 5名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠藤 進 委員 ・中台 正弘 委員 ・斉藤 耕平 委員 ・篠崎 誠 委員 ・鈴木 礼子 委員
配付資料等	<p>【事前配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 第5次越谷市障がい者計画(素案) ・資料2 第5次越谷市障がい者計画(素案)に対する合同専門分科会における意見等一覧 ・資料3 第5次越谷市障がい者計画(素案)の修正箇所一覧(合同分科会以外の会議) ・資料4 第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画(素案) ・資料5 第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画(素案)に対する専門分科会委員からの意見等一覧 ・資料6 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(素案)の修正箇所一覧(庁内会議・自立支援協議会等) ・参考資料1 障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の合同開催について ・参考資料2 障がい福祉関連計画策定スケジュール <p>【当日配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差替資料 「発達障がい者等に対する支援」の見込量と見込量確保のための方策 ・委員名簿 ・事務局職員等一覧 ・席次表

<p>会議次第</p>	<p>1 開会 2 朝日障害者福祉専門分科会長あいさつ 3 議事 ○協議事項 (1) 第5次越谷市障がい者計画の素案について (2) 第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画の素案について 4 その他 5 長友児童福祉専門分科会長あいさつ 6 閉会</p>
<p>会議の内容</p>	<p>1 開会</p> <p>2 朝日障害者福祉専門分科会長あいさつ お忙しい中ご参集いただき、御礼申し上げます。新型コロナウイルスはヨーロッパを中心に予断を許さない状況で、日本でも感染者が増加してきています。これからインフルエンザ等も流行する時期になりますので、より一層の注意が必要となります。このような状況の中、一堂に会して協議をする場合は重要性を増しています。皆様におかれましては、さまざまな注意を払っていただき、事務局においても最善の環境設定をして、このような協議の場を持てることを心強く思います。貴重な機会なので、本日もご忌憚のないご意見を頂きたいと思えます。</p> <p>3 議事 ・会議の録音について説明、承諾 ・傍聴について説明、承諾（傍聴者1名）</p> <p>○協議事項 (1) 第5次越谷市障がい者計画の素案について 第5次越谷市障がい者計画の素案の協議については、前回会議で提示した素案からの修正点について、編ごとに事務局から説明を行い、質疑応答・意見交換に入る形で進化した。 また、本会議終了後、いただいた意見等を踏まえ事務局で素案を修正するとともに、各専門分科会長に修正した素案の確認を一任したうえでパブリックコメントを実施することで委員の承認を得た。</p> <p>① 第Ⅰ編 計画の基本的な考え方 事務局から資料1、資料3に基づき説明を行った。 【意見等】 なし</p> <p>② 第Ⅱ編 施策 事務局から資料1、資料2、資料3に基づき説明を行った。 【意見等】 議 長： ご質問、ご意見等はございませんか。 審 議 委 員： まず、1点目ですが、第4次越谷市障がい者計画の第1章「広報・啓発の推進」に記載があった「多文化共生の促進」が、次期計画の素案から削除されている理由を教えてください。 「多文化共生」の視点は第5次越谷市総合振興計画基本構想（案）にも盛り込まれています。今後、福祉の現場で外国人による介護が増えるにあたり、必要な視点ではないかと思えます。 2点目ですが、視覚障がい者に高いニーズがある代筆・代読支援について、名古屋市では今年から意思疎通支援事業として、視</p>

覚障がい者向けの代筆・代読に特化した養成講習を実施しています。外出時に同行する同行援護、調理や掃除などの家事援助は居宅介護内でも行われていますが、同行援護の支援は同行中に限られ、居宅介護も優先度が高い掃除や食事に時間が取られることが多いです。意思疎通支援事業は障害者総合支援法に基づき、市町村が実施するものですが、視覚障がいの意思疎通支援を実施している自治体は少ないのが現状です。意思疎通支援事業についての越谷市のお考えを伺いたいです。

議 長： 2点目については、今後ご検討いただくことになるかと思いません。1点目の、次期計画の素案から「多文化共生の促進」についての記載が削除されている点について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 「多文化共生の促進」の記載につきましては、第4次計画では第1章の「広報・啓発の推進」の項目の中に含めていました。今回、次期計画の素案を作成するにあたり、現計画に掲載している事業について庁内で調査を実施し、当該箇所の担当課である市民活動支援課の回答を踏まえ削除した経緯がございます。ただいまいただいたご意見を踏まえまして、改めて市民活動支援課と調整・検討をしたいと思います。

審 議 委 員： 2点目の代読・代筆の支援については、越谷市ではあまり行われていないので、検討していただきたい。

議 長： 意思疎通支援事業の一環というポイントもありましたが、今は施策の基本的な考え方のところなので、ご指摘の取組みについては障がい福祉計画の具体的な施策の部分での検討になると思います。考え方等について、事務局から何か回答できることはございますか。

事 務 局： 代読・代筆の支援については、外出時に同行する同行援護サービスと、在宅等で調理や掃除などの援助をする居宅介護の中で支援を行う場合があります。本市においては、基本的にこの2つのサービスを中心に支援をしていますが、障がいのある方から相談があった場合には、お困りのことを的確に聞き取りながら、代読・代筆にもサービスが使えるよう調整していきたいと思えます。なお、外出の支援として、ガイドヘルパーという市独自のサービスも行っており、こちらも引き続き行っていきたいと考えています。また、高橋委員からご紹介いただいた名古屋市の事例等については、引き続き情報収集し、調査・研究を進めたいと思えます。

③ 第Ⅲ編 計画の推進に向けて

本編については前回会議からの修正点はなかったが改めて意見等を伺った。

【意見等】

なし

(2) 第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画の素案について

第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画の素案の協議については、章ごとに事務局から説明を行い、質疑応答・意見交換に入る形で進行した。

また、本会議終了後、いただいた意見等を踏まえ事務局で素案を修正するとともに、各専門分科会長に修正した素案の確認を一任したうえでパブリックコメントを実施することで委員の承認を得た。

① 第1章 計画の基本的な考え方

事務局から、資料4、資料6に基づき説明を行った。

【意見等】

なし

② 第2章 計画の成果目標

事務局から、資料4、資料5、資料6に基づき説明を行った。

【意見等】

議 長： ご質問、意見等はございませんか。

審 議 委 員： 6ページの表2-1に、入所を希望している待機者が81名いると記載されていますが、希望する人が多い理由は何ですか。支援者や知人がいれば、アパートなどでも暮らせると思いますが、施設入所者を減らすことは考えていないのですか。

議 長： 今のご意見の趣旨は、待機者が81名と記載がありますが、それはそもそも多いのか、少ないのか。また、待機の状態をどのように判断しているのかというご質問だと思います。これは目標の考え方の根拠になるところだと思います。関連するご質問、ご意見はございませんか。なければ、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 待機者の81名という数字については、施設入所したいということで名簿登録をされている方の数です。その中には、すぐに施設入所が必要な方もいますが、例えば保護者の方が高齢のため、いずれ施設に入りたいという方も含まれます。6ページの表2-2に、地域生活移行者数を載せていますが、これは施設からグループホームや在宅へ移行された方の人数です。施設入所者には長年にわたって施設で暮らされている方もいますが、中には障害福祉サービス等を使って在宅やグループホームに生活に移される方もいます。待機者数を減らすということは、私どもは考えておりませんが、親御さん等が窓口で相談にいらっしゃった場合には、施設入所という選択肢とともに、グループホームという形で地域生活の場が拡充されていることも案内し、その方の障がいの状態や、5年後、10年後を見据えて、施設入所を希望されるか、もしくは在宅でヘルパーを入れて生活をしていくか、あるいはグループホームに入るか等について個別に相談をしています。

議 長： 友野委員、今の説明でよろしいですか。

審 議 委 員： 表2-1のほかには、施設から地域生活への移行を考えている方はいないのですか。また、表2-2で「令和2年度（見込）」が「0」となっていますが、令和2年度は地域生活移行者はいないのですか。

議 長： 現在の施設入所者のうち、地域生活移行を希望される方、実現した方を含めて、令和2年度は「0」という読み方でよいかという趣旨のご質問だと思います。

事 務 局： 6ページの表2-2の「地域生活移行者数」についてですが、平成30年の6名の内訳は、障がい者の支援施設から在宅に移行された方が3名、グループホームが3名となっており、令和元年度の3名の内訳は、グループホームが1名、在宅が2名となっています。令和2年度については、現時点で相談も実績もないため、「0」としています。

審 議 委 員： これから市役所に相談に来られることもあり得るのですか。

事 務 局： 施設入所している方で地域移行のご意向がある場合には、積極的に相談に乗っていきたいと考えています。ただし、一方通行ではなく、その方の状況等を踏まえながら、将来の生活の場を一緒に考えていきたいと考えています。

審議委員： 私自身、昔、施設に入っていましたが、今は援助を受けながらひとり暮らしをしています。施設でなくても、グループホームなどで地域で暮らすことができるので、そういう方向に考えていってほしいという思いがあり先ほどの質問をしました。

議 長： 議長ではありますが、友野委員のご体験も含めて、私の解釈を少し話させていただきます。先ほど事務局から、施設入所者の削減は考えていないという趣旨の説明がありました。国の指針に対して単純に目標値を設定するという考えではないということは分かりますが、もう少し越谷市らしい考え方を表現していく必要があるのではないかと感じています。例えば、目標が「設定なし」となっていますが、いろいろな条件がある中で、地域で暮らしていくための支援を行って、その結果、施設入所が望ましい方もいると思います。入所者数を削減と言うと、ばっさり切って、待っている人に追い打ちをかけるようになります。単に「設定なし」ではなく、越谷市の考えをもう少し示してもよいのではないかと私は感じています。

事務局： 地域に移行する相談があれば、積極的に承りますが、ご家庭それぞれの都合や事情等がありますので、それを数値目標として出すのはどうかと考え、あくまで一方的に削減値を載せるのではないという意味で、「設定なし」としています。表現が不適切な部分は修正します。

議 長： この目標についての表現を工夫して、越谷市の姿勢を明らかにしていくという理解でよろしいでしょうか。

事務局： はい。

議 長： ほかに、いかがでしょうか。

審議委員： 7ページの「2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の一番下に、「協議の場の設置」とありますが、この「協議の場」というのは、43ページの表にある協議会のことですか。

議 長： 7ページの「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の目標の考え方についてであれば、今の段階でご発言いただきたいですが、43ページの内容についてであれば、第3章になるので、その時にご発言いただければと思います。

審議委員： 第3章のところで改めて質問します。

議 長： ほかに、いかがでしょうか。

審議委員： 11ページの「障がい児支援の提供体制の整備等」について、12ページの表2-7の4項目については国の基本方針・県の目標をクリアしているので、本計画中の目標は設定しないという記載がありますが、市内でこの事業数で足りているという理解をされているのでしょうか。

事務局： 表2-7の「目標の考え方」は、国・県の最低の基準となっているところをクリアしているため、次期計画の3年の間には特に目標値を設定して事業を展開していくものではないということを表しています。ただ、この4項目についての新規相談があれば、福祉の充実を図るため積極的に対応していく考えです。

審議委員： 先ほどの議論と同様、表記の仕方がこのままでは誤解を招くと思います。国の最低基準をクリアしていればそれでよいという姿勢にも見えてしまい、もったいないので、ご検討いただければと思います。

議 長： 12ページ、表2-8の「医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置」について、第1期計画では平成30年度末まで

に実施とされていましたが、諸般の事情で令和2年度に変更になったという説明がありました。この目標は「令和2年度以内に設置予定」となっていますが、令和2年度は今年度なので、目標ではなく実績になります。この記載はどうするのでしょうか。

事務局： 表2-8の「目標」と、2-9の「令和2年度（見込）」については、協議の開催を年内の12月に予定しているので、協議が終われば、ここは「設置済み」となります。

議長： 新しい計画の中では、これはクリアしているので、目標としては掲げないという理解でよいでしょうか。

事務局： はい。

議長： ほかにはいかがですか。

審議委員： 先ほどの友野委員のご質問に関連して、7ページの「2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、「精神障がいにも対応した」という表記になっていますが、これは、精神障がいのほうで独自に作るということではなく、もともと介護保険のほうで設置されている、地域包括ケアシステムのところに精神障がいの部分が入ってくるという意味で、「精神障がいにも」という理解でよろしいでしょうか。

事務局： 介護保険の地域包括ケアシステムとは別のものと考えています。

審議委員： そうであれば、「にも」という表現はどこにかかるのか。

議長： ここに書かれている地域包括ケアシステムというのは、介護保険法改正で打ち出された地域包括ケアシステムとは別のもので、一般的な地域における包括的なケアシステムをつくるということで、「にも」という表現は、ほかの障がい種類に比べると精神障がいについては遅れがあったという意味合いで使われているのだと思います。ほかの障がいについては包括ケアシステムが本当に機能しているかという、疑わしい部分がありますが、国の言う「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」というのは、介護保険のシステムを精神障がいに適応させるという考え方ではないと解釈されています。

～休憩（換気）～

③ 第3章 サービスの見込量と見込量確保のための方策

事務局から、**資料4**、**資料6**に基づき説明を行った。

【意見等】

議長： 友野委員から43ページに関してご発言を頂くことになっていたので、ここでお願いします。

審議委員： 43ページ、表3-44の「協議会の参加者」について、郵送された資料では人数が「5」だった人数が、今回の資料では「9」になっています。この協議会にはどのような人が参加するのですか。

事務局： 令和3年度の協議会の参加者数については、自立支援協議会の精神障がい専門部会の人数が9名であるため、今回「9」としました。協議の場を設置するにあたり、まず、どういう方向で、どういうものをつくっていくかといった意見を、自立支援協議会の精神障がい専門部会において伺いたいと考えているためです。9名の内訳は、市内の委託相談の事業所、病院の方などです。将来的には精神障がい専門部会を「協議の場」とでき

ればと考えています。

審議委員： 協議はこれから行うということですか。

事務局： はい。協議の場の前段として、障害者地域自立支援協議会の精神障がい専門部会の中で協議していただきながら、どういう形がよいか、どういう方に参加していただくかなどを含め、検討していきたいと考えています。

議長： ほかにはいかがでしょうか。

審議委員： 28ページの「成年後見制度利用支援事業」についてですが、成年後見制度は、介護保険制度と同時にスタートしていることから一緒に考えられがちですが、基となる法律も異なるため別の制度として考えていかなければならないと思います。障害者権利条約を批准し施行したあと、世界からは、日本の成年後見事業は、後見人の独断、偏見などが含まれており、個人の権利を認めないと言われているので、何らかの形でこのシステムを変えなければならぬと私たちは考えていますが、次期計画素案に成年後見制度について記載があるのは、成年後見制度利用支援事業を活用していくということだけです。今後、変わっていかねばならない成年後見制度について、市はどのようなお考えをもっていらっしゃるでしょうか。

議長： 関連するご発言はございませんか。なければ、事務局から説明をお願いします。

事務局： 越谷市では、認知症の高齢者だけではなく、知的障がいのある方、精神障がいのある方、判断能力が備わっていない方に対して、成年後見制度をしっかりと活用していきたいと考えています。ただし、この制度にはいろいろな課題があります。ご意見の中にあつた、被後見人である障がい者の方、高齢者の方の意思がどこまで後見活動に反映されているかという点については、成年後見センターの職員と連携しながら、年4回行っている後見人の方への研修等の中で、問題としてしっかり共有していきたいと考えています。この制度にはほかにも、医療同意ができないなど様々な課題があり、検討を進めていくべき制度だと考えています。越谷市では、この制度が必要な方がいた場合に、まず丁寧に話を伺い、ケースごとに検討する会議の中で、家庭の方、親類の方、支援者等の援助を受けながら生活をして、タイミングを図ったほうがよいのかなどを踏まえ検討し、必要な方に対し、この制度の利用につなげていくというやり方をとっています。問題点に対しては引き続き考えていながら、この制度の利用促進をしていきたいと考えています。

議長： ほかには、いかがでしょうか。

審議委員： 42ページの「ペアレントプログラム」について、こういうシステムがあるのは非常によいと思います。私自身、自分の子どもに障がいがあるのではないかと考えたときに、どこに相談してよいか全く分からなかったからです。小学校に入学後、多動などが疑われても、「あなたのお子さんは変です」と言う人権問題になるため先生は親に伝えにくく、そのまま1年、2年が経過し、結局治療ができないという場合もあると思います。そういう状況を早くなくすためにも、保護者の方が相談できる場があるのはとてもよいことだと思います。ただ、表3-42の「10」という見込量について、児童発達支援センターに相談に来る方もいらっしゃると思いますが、小学校の支援学級に所属している児童や、一般学級で障がいをお持ちのお子さんなどの保護者の中に

は、ペアレントプログラムのようなところに参加するのをためらっている方も少なくないと思います。越谷市は、支援は非常に充実していると思うので、参加者を増やしていく姿勢が必要なのではないかと思いました。

議 長： 前提となる相談の窓口の充実、体制の充実というご意見をいただきました。受講者数の「10」という見込量については、算出した根拠があると思うので、説明をお願いします。

事務局： 越谷市では、ペアレントプログラムとは別に児童発達支援センターの「外来（発達）相談」において相談を受けており、児童の発達に応じて保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士による相談や、必要に応じて訓練なども行っています。こちらの実績は、平成31年度は1,834人となっています。ご意見にあったペアレントプログラムについては、国がマニュアルを出しており、児童発達支援センターの新規事業として実施します。当センターを利用している方が対象ということで、外来相談に来所している保護者、早期療育教室を卒業した保護者代表に加え、当センターでチラシ等を掲示しご案内することを踏まえ、この見込量にしています。今後の数については、実績に応じて検討していきたいと考えています。

④ 第4章 計画の実現に向けて

事務局から、資料4に基づき説明を行った。

【意見等】

議 長： ご質問、ご意見等はございませんか。先ほど、第3章の最後の「障害福祉サービス等の質の向上させるための取組み」については、埼玉県や関係する自治体との協議が必要であるため、現時点では調整中という説明をいただきました。ただ、中身は「指導監査の適正な実施」など、サービスの質の向上に資する取組みということになるかと思いますが、第4章の50ページには、中核市として指導監査まで市が実施できるというメリットがあると書いてあります。このメリットを活かし、特に質を確保するためにどのような展望をされているのか、お聞かせいただきたい。

事務局： 質の確保については、越谷市は中核市ということで、福祉指導監査課というセクションが設けられており、そこが県と連携を図りながら、障がい福祉や児童福祉に係るサービス事業所について監査及び適切なサービスを提供するための指導を行い、事業者の質を高めています。また、埼玉県の他の中核市との会議や研修を行うことで職員の質を高めています。これらの資源を活用しながら、今後においても越谷市のサービスの質を高めていきたいと考えています。

4 その他

事務局から以下の点について、連絡を行った。

- ・今後、庁内で会議を経て、年末からパブリックコメントの実施を予定している。
- ・次回の合同分科会は令和3年2月12日（金）、全体会は2月17日（水）を予定している。

5 長友児童福祉専門分科会長あいさつ

本日も、お忙しい中貴重なご意見を頂戴し、御礼申し上げます。まだ分科会はあると思いますが、引き続きご検討いただき、答申に向けてより良いものができればと思います。

6 閉会